

〔研究ノート〕

裁判員制度に関する学生の意識動向 - 2011年度新入生へのアンケート調査から -

大竹 昭裕¹⁾

Trend in Students' Attitudes towards the Lay Judge System - Based on a survey of first-year students in 2011 -

Akihiro Otake¹⁾

Abstract

In May 2011, a survey of attitudes of first-year students at Aomori University of Health and Welfare towards the law was carried out. This paper reports those results of the survey concerning students' attitudes towards the lay judge system, and briefly discusses how they compare with the results of a survey conducted in 2007.

The results of the present survey showed the following concerning the implications derived from the survey in 2007. The first implication, "A deepening of understanding regarding the system will not necessarily lead to improvement of the motivation to become lay judges" has held true even after the lay judge system came into force. However, with regard to the second implication, "As understanding of the system deepens to a greater or lesser extent, the proportion of those with a positive opinion and making positive predictions regarding the future of criminal trials after the introduction of the lay judge system will tend to decrease, and the proportion with negative opinions and making negative predictions will tend to increase," no evidence supporting its being true could be found even after the lay judge system came into force.

(J.Aomori Univ. Health Welf. 12 : 21 - 32, 2011)

キーワード：裁判員制度、学生の意識、裁判員への参加意欲

Key words : lay judge system, students' attitudes, motivation to become lay judges

要旨

本年(2011(平成23))年5月、本学新入生を対象に「新入学生の『法』に関する意識調査」を実施した。本稿では、そのうち、裁判員制度に関する意識の調査結果を報告し、2007年度に実施した調査の結果と比較しつつ若干の考察を行った。

今回の調査結果によれば、2007年度の調査から得られた示唆のうち、「①制度内容の理解が進んでも裁判員への参加意欲向上には必ずしもつながらない」との示唆は、裁判員制度施行後もそのまま当てはまる。しかし、「②制度内容の理解が多少とも深まるにつれて、裁判員制度導入による刑事裁判の今後を肯定的に評価・予測する割合は減り、否定的に評価・予測する割合が増えてくる傾向にある」との示唆については、裁判員制度施行後もそのまま当てはまるとの確証は得られなかった。

1) 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科

Department of Social Welfare, Faculty of Health Sciences, Aomori University of Health and Welfare

I. はじめに

2009(平成21)年5月21日に施行された裁判員法(「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成16年法律第63号)は、本年(2011(平成23)年)5月で施行から2年を経過し、現在3年目に入った。最高裁判所がまとめた「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成23年7月末・速報)」¹⁾によれば、制度が施行されてから本年7月末までに、14,564人が裁判員に、5,153人が補充裁判員に選任されている。最高裁判所が裁判員経験者に対して行ったアンケート²⁾では、審理内容について「理解しやすかった」とする者が63.1%、評議が「話しやすい雰囲気であった」とする者77.3%、評議で「十分に議論できた」とする者71.4%など好意的な回答が多く、裁判員に選任される前には「あまりやりたくないと思っていた」(34.4%)、「やりたくないと思っていた」(19.1%)とする者が合計53.5%であったのが、裁判員として参加した後では「非常によい経験と感じた」(55.5%)、「よい経験と感じた」(39.7%)とする者の合計が95.2%となっていて、ほとんどの裁判員経験者が自らの経験を肯定的に評価している。しかし、他方、最高裁判所が本年1月に実施した調査³⁾では、「裁判員として刑事裁判に参加したいか」を問う質問に対し、「参加したい」(4.6%)、「参加してもよい」(10.4%)の合計が15.0%に対し、「あまり参加したくない」(42.6%)、「義務であっても参加したくない」(41.4%)の合計が84.0%にのぼる。しかも、2009(平成21)年度に実施された同様の調査と比べると、前者が18.5%(「参加したい」7.2%+「参加してもよい」11.3%)から15.0%と3.5ポイント低下しているのに対し、後者は80.2%(「あまり参加したくない」43.9%+「義務であっても参加したくない」36.3%)から84.0%と3.8ポイント上昇し、特に「義務であっても参加したくない」は5.1ポイントの上昇となっている。国民の裁判員への参加意欲は、向上しないというより、むしろ低下傾向にあるとさえいえる状況である。

ところで、筆者は、裁判員制度施行前の2007(平成19)年、本学1年次開講科目(「法律と生活」)での裁判員制度を取り上げた講義(最高裁判所の企画・制作による広報用映画『裁判員 選ばれ、そして見えてきたもの』の観賞、最高裁判所ホームページ掲載の各種資料、新聞記事などを素材とした制度の内容・問題点の解説・紹介)の前後に、同一内容のアンケートを受講生に実施し、その分析から、①制度内容の理解が進んでも裁判員への参加意欲向上には必ずしもつながらない、②制度内容の理解が多少とも深まるにつれて、裁判員制度導入による刑事裁判の今後を肯定的に評価・予測する割合は減り、否定的に評価・予測する割合が増えてくる傾向にある、と

の示唆を得た(以下、「2007年度調査」という)⁴⁾。このうち①の点は、前述した最高裁判所の本年1月の調査からも裏付けられそうにも思われるが、②の点はどうであるのか。裁判員制度が現実動き出している中で、①・②が妥当するの否かは興味深いところである。

さらに、裁判員法は、その附則9条に「政府は、この法律施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする」との「見直し規定」を置いている。見直し時期である施行後3年を目前とする現在、いずれこの制度の担い手となる学生がこの制度をどのように見ているかを明らかにしておくことは、見直しのための資料の一つを提供するものとして意味があるものと考えられる。

筆者は、本年(2011(平成23)年)5月、本学新入生を対象に「新入学生の『法』に関する意識調査」を実施し、日本国憲法、死刑制度、家族法などとともに、裁判員制度についても簡単な質問を行った(裁判員制度に関しては、それがどの程度周知されているかを確認した上で、裁判員への参加意欲とその理由、裁判員制度導入による刑事裁判の変化予測、刑事裁判の今後予測を問うている)。ここでは、上記の2つの関心(すなわち、①学生が裁判員制度をどのように意識しているか、②裁判員制度施行後の現在、2007年度調査から得られた示唆が妥当するの否か)から、裁判員制度に関する意識の調査結果を報告し、2007年度調査結果と比較しつつ(調査対象範囲が同一ではないため、単純に比較できないことは十分承知しつつ)簡単な考察を試みることにしたい。また、裁判員に選任されれば、量刑判断において死刑の選択という場面にも直面し得るが、死刑制度存廃に関する態度が裁判員への参加意欲を決定する要因の一つとなっている可能性も考えられる。今回の調査では死刑制度についての質問も行っているため、その結果を用いて、死刑制度存廃に関する態度と裁判員への参加意欲との関係についても見ておきたい。さらに、刑事裁判の今後予測と裁判員への参加意欲との関連性の有無についても併せて見ておくことにしたい。ただし、質問項目自体簡略なもので、サンプル数も限られ、必ずしも厳密な統計的処理を行っているわけではないので、研究ノートとして報告するしだいである。

II. 調査の概要

1. 調査対象者

調査対象者は、本学1年次前期の必修科目である「健

康科学概論」の履修者であり、履修登録者数は234人（2年次編入生4人を含む）である。

2. 調査の時期・方法・回収状況など

① 具体的な調査時期・方法は、次のとおりである。

2011（平成23）年5月18日、「健康科学概論」の時間の最後に、講義担当者の同意を得て「新入学生の『法』に関する意識調査」と題する調査用紙を配布した。調査用紙は、無記名自己記入式で、同月27日までの回収ボックスへの投函により回収した。

② 調査用紙の実配布数は231部、回答者数は156人で、回収率（回答者数／実配布数）は67.5%であった。なお、質問では回答者の属性として男女の別も問うているが、本学学生の男女比はもともと女子が圧倒的に多いので、男女別は分析の対象から外した（ちなみに、回答者156人中、男性24人（15.4%）、女性131人（84.0%）、無回答1人（0.6%）であった）。

3. 調査内容と分析方法

① 裁判員制度に関する質問・選択肢⁵⁾は、一部を除き2007年度調査と同一のものである（但し、裁判員制度の認知度、情報の入手先に関する質問は省いている）。具体的な質問項目は、裁判員制度の国民への周知度、裁判員への参加意欲、裁判員への参加・不参加の理由（複数回答）、裁判員制度導入による刑事裁判の変化予測（複数回答）、刑事裁判の今後予測である。

② 上記項目について単純集計して学生（新入生）が裁判員制度をどのように認識しているかを明らかにすると同時に、これを2007年度調査結果と比較して、2007年度調査から得られた示唆の妥当性について検討を試みる。

2007年度調査は裁判員制度施行前のものであり、講義を通して裁判員制度の理解が深まったと見て、講義前後の調査結果を比較した。裁判員制度が現実に施行された後に行った今回の調査ではこの制度に対する理解を深める契機としての講義は行っていない。ただ、裁判員制度施行から2年を経過し、この間、数多くの裁判員裁判が実施され、テレビ・新聞・インターネットなどを通じてそれらをめぐる報道や解説も頻繁に行われている。日頃これら報道・解説に接することで、裁判員制度に対する理解は、制度施行前に比べて一定程度進んだ（深まった）のではないかと見られる。後述するように、今回の調査では裁判員制度が「周知されている」とする割合が5割を超えているが、それは裁判員制度施行前に比べ制度の理解が多少なりとも進んだ状態にあることを示しているのかもしれない。ここでは、ひとまずこのような前提に立って、今回の調査結果を2007年度調査の講義

前アンケート結果（裁判員制度の理解が深まる前）及び講義後アンケート結果（理解が深まった後）と対比し、理解が多少なりとも進んだ（深まった）状態にあると見られ得る今回の調査結果がそれらのどのあたりに位置するかを確かめる。これによって、2007年度調査から得られた示唆の妥当性（2007年度調査から得られた示唆が裁判員制度施行後も妥当するのであれば、今回の調査結果は、2007年度調査の講義前アンケート結果よりも講義後アンケート結果により近いものとなるのではないかと推測の下に）を推し量ってみたい。

③ 今回調査で同時に行った死刑制度に関する質問項目に対する回答を用いて、裁判員への参加意欲と死刑制度存廃に関する態度との関連性を見る。そのために、参加意欲に関する回答を「参加積極派」（「参加したい」・「参加してもよい」）、「参加消極派」（「できれば参加したくない」・「参加したくない」）、「わからない」にまとめ、死刑制度存廃に関する回答を「死刑制度廃止に傾く者」（「死刑制度は廃止すべきである」・「場合によっては死刑制度を廃止した方がよい」）、「死刑制度存続に傾く者」（「場合によっては死刑制度を存続した方がよい」・「死刑制度は存続すべきである」）、「わからない」にまとめて、クロス集計を行う。

④ 刑事裁判の今後予測と裁判員への参加意欲との関連性を見る。そのために、刑事裁判の今後予測に関する回答を「肯定的予測」（「良くなる」・「どちらかといえば、良くなる」）、「変わらない」、 「否定的予測」（「どちらかといえば、悪くなる」・「悪くなる」）、 「わからない」にまとめ、上記③の参加意欲に対する回答とクロス集計を行う。

4. 倫理的配慮

この調査は、2010（平成22）年度の本学研究倫理審査委員会の承認（2011（平成23）年3月25日付、承認番号10059）の下に実施した。

Ⅲ. 結果と考察

既に述べたように、2007年度調査と今回の調査では調査対象範囲が同一ではないため、単純に比較することはできない。すなわち、2007年度調査は、必修科目履修者を対象とする今回の調査と異なり、1年次配当の選択科目である「法律と生活」履修者を対象とするもので、法学分野への興味・関心などの点で、調査対象者の質が一定程度異なる可能性のあることを否定できない。以下の記述は、このような限界があることを留保した上でのものである⁶⁾。

表1 国民への周知度

| | 人 | % |
|-------------|-----|-------|
| 十分周知されている | 12 | 7.7 |
| ある程度周知されている | 75 | 48.1 |
| あまり周知されていない | 64 | 41.0 |
| 全く周知されていない | 3 | 1.9 |
| わからない | 2 | 1.3 |
| 無回答 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 156 | 100.0 |

参考表1 国民への周知度（2007年度調査）

| | 講義前アンケート | | 講義後アンケート | |
|-------------|----------|-------|----------|-------|
| | 人 | % | 人 | % |
| 十分周知されている | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| ある程度周知されている | 29 | 30.9 | 24 | 28.2 |
| あまり周知されていない | 61 | 64.9 | 59 | 69.4 |
| 全く周知されていない | 2 | 2.1 | 0 | 0.0 |
| わからない | 2 | 2.1 | 0 | 0.0 |
| 無回答 | 0 | 0.0 | 2 | 2.4 |
| 合計 | 94 | 100.0 | 85 | 100.0 |

1. 裁判員制度の周知度

まず、裁判員制度が国民にどの程度周知されていると考えるか、との問いに対する回答から確認しておきたい。

2007年度調査では、講義の前後を通じて「あまり周知されていない」とする者が65～70%程度を占め、「十分周知されている」とする者はおらず、「ある程度周知されている」とする者も30%前後にとどまっていた（参考表1）。これに対し、今回の調査（表1）では、「あまり周知されていない」とする者が4割（41.0%）あるものの、「十分周知されている」とする者が7.7%、「ある程度周知されている」とする者が48.1%で、「周知されている」と考えている者が合わせて5割強（55.8%）に達している。実際に裁判員制度が施行され、裁判員が参加した裁判の報道に触れるようになったことなども背景にあるのであろうが、裁判員制度が「周知されている」と感じている者は確実に増加してきている。

2. 裁判員への参加意欲

質問では、裁判員に選ばれた場合、裁判員として刑事裁判に参加したいか参加したくないかを問うた。表2はその結果である。

2007年度調査では、講義の前後を通じて選択肢ごとの回答割合に大きな変化はなく、「参加したい」・「参加

してもよい」とする参加積極派は講義前が37.2%（7.4% + 29.8%）、講義後が36.5%（7.1% + 29.4%）、「できれば参加したくない」・「参加したくない」とする参加消極派は講義前が62.8%（50.0% + 12.8%）、講義後が62.4%（51.8% + 10.6%）であった（参考表2）。今回の調査では、参加積極派が23.1%（「参加したい」9.0% + 「参加してもよい」14.1%）で、2007年度調査に比べて10ポイント以上減少しているのに対し、参加消極派が73.0%（「できれば参加したくない」45.4% + 「参加したくない」27.6%）で、2007年度調査に比べて10ポイント程度増加している⁷⁾。

前述したように、今回の調査では裁判員制度が「周知されている」とする者が5割を超えており、このことからすれば、裁判員制度施行前に比べ制度についての理解は多少なりとも進んだといえるかもしれない。それにもかかわらず、裁判員への参加積極派が減少し、むしろ参加消極派が増加しているという現実は、「制度内容の理解が進んでも裁判員への参加意欲向上には必ずしもつながらない」という、2007年度調査から得られた示唆が妥当性を有することを示しているように思われる。

ところで、「I. はじめに」でも述べたように、今回の調査では死刑制度についても取り上げている。死刑制度存廃に関する質問への回答は表3のとおりであり、死

表2 裁判員への参加意欲

| | 人 | % |
|-------------|-----|-------|
| 参加したい | 14 | 9.0 |
| 参加してもよい | 22 | 14.1 |
| できれば参加したくない | 71 | 45.4 |
| 参加したくない | 43 | 27.6 |
| わからない | 4 | 2.6 |
| 無回答 | 2 | 1.3 |
| 合計 | 156 | 100.0 |

参考表2 裁判員への参加意欲（2007年度調査）

| | 講義前アンケート | | 講義後アンケート | |
|-------------|----------|-------|----------|-------|
| | 人 | % | 人 | % |
| 参加したい | 7 | 7.4 | 6 | 7.1 |
| 参加してもよい | 28 | 29.8 | 25 | 29.4 |
| できれば参加したくない | 47 | 50.0 | 44 | 51.8 |
| 参加したくない | 12 | 12.8 | 9 | 10.6 |
| わからない | 0 | 0.0 | 1 | 1.2 |
| 無回答 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 94 | 100.0 | 85 | 100.0 |

表3 死刑制度存廃に対する態度

| | 人 | % |
|----------------------|-----|-------|
| 死刑制度は廃止すべきである | 11 | 7.1 |
| 場合によっては死刑制度を廃止した方がよい | 28 | 17.9 |
| 場合によっては死刑制度を存続した方がよい | 54 | 34.7 |
| 死刑制度は存続すべきである | 47 | 30.1 |
| わからない | 15 | 9.6 |
| 無回答 | 1 | 0.6 |
| 合計 | 156 | 100.0 |

刑制度廃止に傾く者が25.0%（「死刑制度は廃止すべきである」7.1%＋「場合によっては死刑制度を廃止した方がよい」17.9%）、死刑制度存続に傾く者が64.8%（「場合によっては死刑制度を存続した方がよい」34.7%＋「死刑制度は存続すべきである」30.1%）であった。

裁判員に選任されれば、量刑判断において死刑の選択という場面にも直面し得る。それでは、死刑制度存廃に関する態度と裁判員への参加意欲には何らかの関係があるのだろうか。表4は、死刑制度存廃に関する回答と裁判員への参加意欲に関する回答をクロスさせたものである。これによれば、死刑制度について廃止に傾くか存続

に傾くかに関わりなく、ともに参加積極派が25%程度、消極派が75%程度である。死刑制度に対する態度の違いが裁判員への参加意欲の違いと関連しているわけではなく、死刑制度存廃いずれに傾こうとも、裁判員として刑事裁判に参加することには消極的だということかもしれない。

3. 裁判員への参加・不参加の理由

裁判員への参加積極派（「参加したい」・「参加してもよい」）と参加消極派（「できれば参加したくない」・「参加したくない」）に対し、それぞれその理由を複数回答

表4 裁判員への参加意欲と死刑制度存廃に関する態度

| | 参加積極派 ・参加したい ・参加してもよい | 参加消極派 ・できれば参加し たくない ・参加したくない | わからない | 合計 |
|---|-----------------------------|---------------------------------------|-----------|-------------|
| 死刑制度廃止に傾く者 ・死刑制度は廃止すべきである ・場合によっては死刑制度を廃 止した方がよい | 10 25.6 | 29 74.4 | 0 0.0 | 39 100.0 |
| 死刑制度存続に傾く者 ・場合によっては死刑制度を存 続した方がよい ・死刑制度は存続すべきである | 24 24.2 | 73 73.8 | 2 2.0 | 99 100.0 |
| わからない | 2 13.3 | 11 73.4 | 2 13.3 | 15 100.0 |
| 合計 | 36 | 113 | 4 | 153 |

(裁判員への参加意欲に関する質問と死刑制度存廃に関する態度についての質問の両方に回答している153人について集計。上段は人数。下段は、それぞれ「死刑制度は廃止すべきである、場合によっては死刑制度を廃止した方がよい」、「場合によっては死刑制度を存続した方がよい、死刑制度は存続すべきである」、「わからない」の中での割合(%)。)

表5 裁判員参加の理由(複数回答)

| | 人 | % |
|------------------|----|------|
| 義務だから | 13 | 36.1 |
| 刑事裁判に興味がある | 16 | 44.4 |
| 刑事裁判のあり方を変えたい | 4 | 11.1 |
| 防犯・治安に関心がある | 11 | 30.6 |
| ほかの国でも刑事裁判に国民が参加 | 2 | 5.5 |
| 人生経験として役立ちそう | 10 | 27.8 |
| その他 | 1 | 2.7 |
| わからない | 0 | 0.0 |

(人数は、裁判員として「参加したい」・「参加してもよい」と回答した36人のうちの数。%は36人に占める割合。)

で問うた結果が表5・表6である。

参加の理由では、「刑事裁判に興味がある」が最も多く44.4%、次いで「義務だから」36.1%、「防犯・治安に関心がある」30.6%、「人生経験として役立ちそう」27.8%となっている。これを2007年度調査(参考表3)と比較してみると、今回の調査では、①「刑事裁判に興味がある」が2007年度調査とほぼ同じ割合になっていること、②「防犯・治安に関心がある」と回答した割合が増加していること、③「義務だから」とする割合が2007年度調査の講義後アンケート結果に近い数値となっていること、④「人生経験として役立ちそう」と回答した割合が大幅に低下していること、が目につく。2007年度調査結果については、別稿で「2回のアンケートを通じて『刑事裁判に興味があるから』が5割弱を占

めて安定的であるから、一概にはいえないが、人生経験や法律による義務づけに促される割合が増え、刑事裁判そのものに関わる積極的・能動的な動機づけは弱まっているように見える⁸⁾と分析した。今回の調査についていえば、参加積極派では、人生経験の点はともかくとして、防犯・治安維持を含む刑事裁判への積極的動機づけが一定程度強まっている一方で、法律による義務づけに促される割合もより強化されているように見える。

次に、不参加の理由では、「有罪・無罪や刑の重さの判断が難しそう」が最も多く73.7%、次いで「人を裁くことをしたくない」が41.2%、「制度の意義や仕組みがよくわからない」が33.3%となっている。

これと同様の質問をした2007年度調査の結果は参考表4のとおりであり、講義後アンケートで「『制度の意

参考表3 裁判員参加の理由（2007年度調査）（複数回答）

| | 講義前アンケート | | 講義後アンケート | |
|------------------|----------|------|----------|------|
| | 人 | % | 人 | % |
| 義務だから | 5 | 14.3 | 10 | 32.2 |
| 刑事裁判に興味がある | 15 | 42.9 | 14 | 45.2 |
| 刑事裁判のあり方を変えたい | 4 | 11.4 | 2 | 6.5 |
| 防犯・治安に関心がある | 5 | 14.3 | 3 | 9.7 |
| ほかの国でも刑事裁判に国民が参加 | 3 | 8.6 | 2 | 6.5 |
| 人生経験として役立ちそう | 18 | 51.4 | 23 | 74.2 |
| その他 | 1 | 2.9 | 1 | 3.2 |
| 特にない | 5 | 14.3 | 1 | 3.2 |
| わからない | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |

（人数は、裁判員として「参加したい」・「参加してもよい」と回答した者（講義前アンケート35人、講義後アンケート31人）のうちの数。％は、講義前35人、講義後31人に占める割合。）

表6 裁判員不参加の理由（複数回答）

| | 人 | % |
|--------------------|----|------|
| 制度の意義や仕組みがよくわからない | 38 | 33.3 |
| 有罪・無罪や刑の重さの判断が難しそう | 84 | 73.7 |
| 人を裁くことをしたくない | 47 | 41.2 |
| 学業や仕事にさしさわりがありそう | 22 | 19.3 |
| 事件関係者から逆恨みされそう | 17 | 14.9 |
| 刑事裁判に関わりたくない | 17 | 14.9 |
| その他 | 6 | 5.3 |
| わからない | 0 | 0.0 |

（人数は、裁判員として「できれば参加したくない」・「参加したくない」と回答した114人の中の数。％は114人に占める割合。）

参考表4 裁判員不参加の理由（2007年度調査）（複数回答）

| | 講義前アンケート | | 講義後アンケート | |
|--------------------|----------|------|----------|------|
| | 人 | % | 人 | % |
| 制度の意義や仕組みがよくわからない | 20 | 33.9 | 15 | 28.3 |
| 有罪・無罪や刑の重さの判断が難しそう | 46 | 78.0 | 44 | 83.0 |
| 人を裁くことをしたくない | 20 | 33.9 | 25 | 47.2 |
| 学業や仕事にさしさわりがありそう | 14 | 23.7 | 18 | 34.0 |
| 事件関係者から逆恨みされそう | 11 | 18.6 | 15 | 28.3 |
| 刑事裁判に関わりたくない | 6 | 10.2 | 9 | 17.0 |
| その他 | 5 | 8.5 | 2 | 3.8 |
| 特にない | 1 | 1.7 | 0 | 0.0 |
| わからない | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |

（人数は、裁判員として「できれば参加したくない」・「参加したくない」と回答した者（講義前アンケート59人、講義後アンケート53人）のうちの数、％は、講義前59人、講義後53人に占める割合。）

表7 裁判員制度導入による刑事裁判の変化予測（複数回答）

| | 人 | % |
|---------------------------|----|------|
| 刑事裁判が身近になり、国民にもわかりやすくなる | 49 | 31.4 |
| 迅速な審理が行われるようになる | 9 | 5.8 |
| 一般国民の感覚が反映され、国民の理解・信頼が深まる | 57 | 36.5 |
| 判決にばらつきが出やすくなる | 52 | 33.3 |
| 審理が雑になる | 9 | 5.8 |
| 感情に左右された判断が出やすくなる | 81 | 51.9 |
| その他 | 6 | 3.8 |
| わからない | 11 | 7.1 |

（人数は回答者数、%は全回答者156人に占める割合。）

参考表5 裁判員制度導入による刑事裁判の変化予測（2007年調査）（複数回答）

| | 講義前アンケート | | 講義後アンケート | |
|---------------------------|----------|------|----------|------|
| | 人 | % | 人 | % |
| 刑事裁判が身近になり、国民にもわかりやすくなる | 35 | 37.2 | 24 | 28.2 |
| 迅速な審理が行われるようになる | 2 | 2.1 | 7 | 8.2 |
| 一般国民の感覚が反映され、国民の理解・信頼が深まる | 43 | 45.7 | 22 | 25.9 |
| 判決にばらつきが出やすくなる | 38 | 40.4 | 65 | 76.5 |
| 審理が雑になる | 9 | 9.6 | 22 | 25.9 |
| 感情に左右された判断が出やすくなる | 58 | 61.7 | 57 | 67.1 |
| その他 | 6 | 6.4 | 3 | 3.5 |
| わからない | 3 | 3.2 | 1 | 1.2 |

（人数は回答者数、%は全回答者（第1回は94人、第2回は85人）に対する割合。）

義や仕組みがよくわからないから』を除く不参加理由項目の割合がいずれも上昇しており、この間の広報用映画の観賞や解説講義を通じて制度に関する理解が多少とも深まるにつれて、不参加の動機がより強められているようにも見える⁹⁾のものであった。2007年度調査と比較すると、今回の調査結果については、①「有罪・無罪や刑の重さの判断が難しそう」が最も多いことは変わらないが、2007年度調査の講義前アンケート結果よりも割合は低いこと、②「制度の意義や仕組みがよくわからない」の割合は、2007年度調査の講義後アンケート結果よりも講義前アンケート結果に近い数値になっていること、③「人を裁くことをしたくない」・「刑事裁判に関わりたくない」の割合は2007年度調査の講義前・後2つのアンケート結果の中間的な数値となっているが、「学業や仕事にさしさわりがりそう」・「事件関係者から逆恨みされそう」の割合は講義前アンケート結果よりも低い数値となっていること、などが目につく。これらからすれば、2007年度調査に比べて裁判員への参加消極派が確かに増えてはいるが、不参加の動機がより強められているわけではないようにも見える。

4. 裁判員制度導入による刑事裁判の変化

表7は、裁判員制度導入によって刑事裁判がどのように変わると考えるかを問うた結果である。「一般国民の感覚が反映され、国民の理解・信頼が深まる」が36.5%、「刑事裁判が身近になり、国民にもわかりやすくなる」が31.4%である一方で、「感情に左右された判断が出やすくなる」が51.9%と最も多く、「判決にばらつきが出やすくなる」も33.3%あり、肯定的評価につながる予測と否定的評価につながる予測とが交錯している。

参考表5は、同じ質問をした2007年度調査の結果である。そこでは、講義の前後で、肯定的評価につながる予測の割合が減少し（「刑事裁判が身近になり、国民にもわかりやすくなる」が37.2%から28.2%へ、「一般国民の感覚が反映され、国民の理解・信頼が深まる」が45.7%から25.9%へ）、否定的評価につながる予測の割合が増大（「判決にばらつきが出やすくなる」が40.4%から76.5%へ、「感情に左右された判断が出やすくなる」が61.7%から67.1%へ）していた。今回の調査結果をこの2007年度調査の結果と比較すると、肯定的評価につ

ながる予測の数値は、2007年度調査の講義前アンケートの数値と講義後のその数値とのほぼ中間で、否定的評価につながる予測の数値は、講義前アンケートのそれよりも低い数値にとどまっている。

裁判員制度が「周知されている」とする者の増加がそのまま制度に対する理解の深まりを意味するとすれば、今回の調査結果は、2007年度調査から得られた「制度内容の理解が多少とも深まるにつれて、裁判員制度導入による刑事裁判の今後を肯定的に評価・予測する割合は減り、否定的に評価・予測する割合が増えてくる傾向にある」との示唆が裁判員制度実施後の現在では必ずしも当てはまらないのではないかと、少なくとも、「否定的に評価・予測する割合が増えてくる」ことにはならないのではないかと、との疑問も生じさせる。

表8は、裁判員制度により刑事裁判がこれまでより良くなるか否かを問うた結果である。それによると、今後の刑事裁判を肯定的に予測する割合は36.0%（「良くなる」5.1%＋「どちらかといえば、良くなる」30.9%）、否定的に予測する割合は19.2%（「どちらかといえば、悪くなる」14.7%＋「悪くなる」4.5%）、「変わらない」とする割合が25.6%であった。

これと対比される2007年度調査結果を示したものが

表8 刑事裁判の今後

| | 人 | % |
|---------------|-----|-------|
| 良くなる | 8 | 5.1 |
| どちらかといえば、良くなる | 48 | 30.9 |
| 変わらない | 40 | 25.6 |
| どちらかといえば、悪くなる | 23 | 14.7 |
| 悪くなる | 7 | 4.5 |
| わからない | 30 | 19.2 |
| 無回答 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 156 | 100.0 |

参考表6 刑事裁判の今後（2007年度調査）

| | 講義前アンケート | | 講義後アンケート | |
|---------------|----------|-------|----------|-------|
| | 人 | % | 人 | % |
| 良くなる | 6 | 6.4 | 3 | 3.5 |
| どちらかといえば、良くなる | 30 | 31.9 | 17 | 20.0 |
| 変わらない | 19 | 20.2 | 18 | 21.2 |
| どちらかといえば、悪くなる | 11 | 11.7 | 25 | 29.4 |
| 悪くなる | 3 | 3.2 | 1 | 1.2 |
| わからない | 25 | 26.6 | 20 | 23.5 |
| 無回答 | 0 | 0.0 | 1 | 1.2 |
| 合計 | 94 | 100.0 | 85 | 100.0 |

参考表6である。そこでは、講義の前後で、今後の刑事裁判を肯定的に予測する割合が38.3%（「良くなる」6.4%＋「どちらかといえば、良くなる」31.9%）から23.5%（3.5%＋20.0%）と15ポイント程度低下し、否定的に予測する割合が14.9%（「どちらかといえば、悪くなる」11.7%＋「悪くなる」3.2%）から30.6%（29.4%＋1.2%）と15ポイント程度上昇して、両者が逆転していた。それは、講義を通じて裁判員制度に対する理解が多少とも深まるにつれて、裁判員制度導入による刑事裁判の今後を肯定的に予測する割合が低下し、否定的に予測する割合が増加する、との示唆につながるものであった。

今回の調査結果を2007年度調査と比較してみると、肯定的予測と否定的予測との差は、2007年度調査の講義前アンケートで23.4ポイント（38.3%－14.9%）あったものが、今回の調査では16.8ポイント（36.0%－19.2%）と縮小している。この点からすれば、裁判員制度が「周知」されることで理解が深まったとして、「裁判員制度導入による刑事裁判の今後を肯定的に予測する割合が低下し、否定的に予測する割合が増加する」との示唆は、裁判員制度実施後においても妥当しそうである。しかし、今回調査の肯定的予測の割合は、2007年度調査の講義前アンケート結果よりは低いものの講義後アン

ケート結果よりは10数ポイント高い数値となっており、否定的予測の割合も、講義前アンケート結果よりは高いものの講義後アンケート結果と比べれば10ポイント以上低い数値にとどまっている。この点からすれば、上述の示唆が裏付けられたと簡単に言い切ることもできないだろう。

なお、表9は、刑事裁判の今後の予測に関する回答と裁判員への参加意欲に関する回答をクロスさせ、肯定的

予測・否定的予測・「変わらない」・「わからない」ごとに裁判員への参加意欲を見たものである。肯定的予測を除く三者は、裁判員への参加消極派が8割以上を占めるのに対し、刑事裁判の今後を肯定的に予測する者では、参加消極派が6割弱で、参加積極派が4割を超えている。ここからは、刑事裁判の今後予測と裁判員への参加意欲との関連性を見て取ることができよう。

表9 刑事裁判の今後と裁判員への参加意欲

| | 参加積極派 ・参加したい ・参加してもよい | 参加消極派 ・できれば参加したくない ・参加したくない | わからない | 合計 |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|----------|-------------|
| 肯定的予測 ・良くなる ・どちらかといえば、良くなる | 23 42.6 | 31 57.4 | 0 0.0 | 54 100.0 |
| 変わらない | 6 15.0 | 33 82.5 | 1 2.5 | 40 100.0 |
| 否定的予測 ・どちらかといえば、悪くなる ・悪くなる | 4 13.3 | 25 83.4 | 1 3.3 | 30 100.0 |
| わからない | 3 10.0 | 25 83.3 | 2 6.7 | 30 100.0 |
| 合計 | 36 | 114 | 4 | 154 |

(裁判員への参加意欲に関する質問と刑事裁判の今後に関する質問の両方に回答している者154人について集計。上段は人数。下段は、それぞれ「良くなる、どちらかといえば良くなる」、「変わらない」、「どちらかといえば悪くなる、悪くなる」、「わからない」の中での割合(%)。)

IV. おわりに

以上、本年5月に実施した「新入学生の『法』に関する意識調査」から、裁判員制度に関する意識の調査結果の報告と若干の考察を行ってきた。

ここでは、裁判員制度について学生がどのように意識しているかについては繰り返さない。ただ、2007年度調査から得られた示唆(①制度内容の理解が進んでも裁判員への参加意欲向上には必ずしもつながらず、②制度内容の理解が多少とも深まるにつれて、裁判員制度導入による刑事裁判の今後を肯定的に評価・予測する割合は減り、否定的に評価・予測する割合が増えてくる傾向にある)が裁判員制度施行後においても妥当するか否かについて、確認しておきたい(もちろん、既に述べたように、質問項目自体簡略なもので、サンプル数も限られ、必ずしも厳密な統計的処理を行っているわけではないし、2007年度調査と今回の調査では調査対象範囲が

異なるから、ここでの結果を一般化・普遍化することは到底できない。そのような限界を踏まえたうえでの確認である)。

まず、裁判員制度が「周知されている」とする者が5割を超え、施行前に比べれば制度に対する理解が多少なりとも進んだと見ることもできる。それにもかかわらず、2007年度調査と比べて、裁判員への不参加の動機がより強められているわけではないが、参加積極派が減少し、むしろ参加消極派が増加しているという現実がある。この点からすれば、①の示唆は、裁判員制度施行後においてもそのまま当てはまるといってよいように思われる。

これに対して、②の示唆の妥当性は微妙である。「刑事裁判の今後」についての肯定的予測と否定的予測との差が2007年度調査の講義前アンケート結果よりも縮小していること、「裁判員制度導入による刑事裁判の変化予測」で、肯定的評価につながる予測の数値が、2007年度調査の講義前・後の数値のほぼ中間であり、少なく

とも講義前アンケート結果より低い数値である（「迅速な審理が行われるようになる」を除く）ことなどを重視すれば、②の示唆もまた、裁判員制度施行後も当てはまると見ることもできる。しかし、「刑事裁判の今後」についての肯定的予測の割合は、2007年度調査の講義前アンケート結果よりは低いものの講義後アンケート結果よりは10数ポイント高い数値となっており、否定的予測の割合も、講義前アンケート結果よりは高いものの講義後アンケート結果と比べれば10ポイント以上低い数値にとどまっていること、「裁判員制度導入による刑事裁判の変化予測」で、否定的評価につながる予測の数値が、2007年度調査の講義前アンケートのそれよりも低い数値にとどまっていることなどを重視すれば、②の示唆は、裁判員制度施行後においては必ずしも当てはまらない、といえなくもない。

ただし、今回の調査結果を2007年度調査結果と比較する際には、注意すべきことがある。2007年度調査の場合、裁判員制度について「理解が多少とも深まる」契機として、この制度を取り上げた講義があった。講義では、裁判員制度広報用映画の観賞や最高裁判所ホームページ掲載の各種資料によって制度内容の把握を行っただけでなく、新聞記事などを素材として制度の問題点（裁判員の辞退に関する問題、部分判決の問題、裁判員に要求されることになる法令適用に関わる問題など）の解説も行っている。これに対して、今回の調査結果の分析は、「裁判員制度が『周知されている』とする者の増加がそのまま制度に対する理解の深まりを意味するとすれば」との前提に立つものであり、それが理解の深まりと同義のものか、仮に理解の深まりだとしてどの程度の理解なのか（制度の内容だけでなく、問題点についても把握しているのかなど）は度外視されているということである。このような違いを踏まえると、今回の調査結果のみで2007年度調査から得られた②の示唆の妥当性が否定されたと断定することもできないであろう。この点については、今後、裁判員制度を取り上げた講義の後で同様の調査を行うことなどを通じて、検証していくこととしたい。

ところで、制度が施行されてから本年7月末までの裁判員選任手続の状況を見ると、「選定された裁判員候補者の総数（a）」は214,826人、これに対して「辞退が認められた裁判員候補者の総数（b）」が117,598人で、「辞退が認められた裁判員候補者の割合（b/a）」は実に54.7%に及んでおり¹⁰、裁判員制度は、裁判員候補者の過半数が辞退したその残りの部分で成り立っているのが実態である。しかし、今後もこの制度を維持しさらに発展させようとするならば、裁判員候補者の過半数から現実に敬遠されてしまうような状態は無視できないだろ

う。今回の調査のみならず、「I. はじめに」で述べたように、最高裁判所の調査でも参加意欲の低さ・低下傾向が見られる。当然のことながら、裁判員への参加意欲の低さと裁判員候補者の辞退の多さとは連動しているものであろう。裁判員制度施行から3年経過時点で予定される見直しに当たっては、参加意欲の低さ・低下傾向という実態を踏まえた真摯な検討が行われることを期待したい。

[受理日：平成23年12月16日]

〈注〉

- 1) 最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成23年7月末・速報）」7頁。（http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05-10jissi_jyokyou/02.pdf）
- 2) 最高裁判所『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成22年度）』（最高裁判所、2011年）5～6、17～30頁。
- 3) 最高裁判所『裁判員制度の運用に関する意識調査』（最高裁判所、2011年）49頁。
- 4) 拙稿「裁判員制度に関する学生の意識と講義後のその変化－2007年度『法律と生活』受講者へのミニアンケート調査から－」青森県立保健大学雑誌9巻2号（2008年）145頁以下。
- 5) 質問・選択肢は、内閣府が2005（平成17）年2月（内閣府大臣官房政府広報室「裁判員制度に関する世論調査」（<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-saiban/index.html>））、2006（平成18）年12月（内閣大臣官房政府広報室『裁判員制度に関する特別世論調査』の概要）（<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h18/h18-saiban.pdf>））に実施した調査も参考に作成したものである。
- 6) 2007年度調査の対象とした「法律と生活」の履修登録者は編入生5人を含む122人で、うち1年生は117人、この年の1年次入学生は3学科（栄養学科は未開設）合計で170人であった。1年次入学生のうち「法律と生活」に履修登録した者の割合は68.8%で、ほぼ7割を占める。このことからすれば、2007年度調査の対象者は法学分野への興味・関心の点で極端な偏りがあり今回の調査対象者とは質的に全く異なる、というわけでもなさそうである。調査対象者の質が一定程度異なる可能性があるという限界を踏まえた上であれば、両調査を対比することは無意味ではあるまい。

なお、講義前のアンケート実施日の出席者数は118人、回答者数は94人で、回収率79.7%、講義後のアンケートでは出席者数110人、回答者数85人で、回

収率 77.3%であった。

- 7) ちなみに、参加積極派 23.1%、参加消極派 73.0%という数字は、最高裁判所による本年 1 月の調査における類似の質問に対する 20～29 歳の回答（「参加したい」7.8%+「参加してもよい」18.2%=26.0%、「あまり参加したくない」51.2%+「義務であっても参加したくない」22.5%=73.7%）とほぼ対応している（最高裁判所・前掲注 3）49 頁）。
- 8) 拙稿・前掲論文注 4）149 頁。
- 9) 拙稿・前掲論文注 4）148 頁。
- 10) 最高裁判所・前掲注 1）5 頁。なお、「選任手続期日に出席した裁判員候補者の数」は 79,909 人で、「選定された裁判員候補者の総数」214,826 人に対する割合は 37.2%にすぎない。